３．事業適応に係る経営の方針の決議又は決定の過程
原則、第11条の２第２項第５号に掲げる書類を添付することで足りるものとする。
４．その他
この申請書の提出と併せて様式第18の16又は様式第18の17を提出する場合は、その旨を記載する。
資金の貸付けの求めに係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画にあっては、別表５により必要な事項を記載する。

別表１（環境への負荷の低減に関する野心的な目標）
環境への負荷の低減に関する野心的な目標

| 目標の設定時期 | 目標の概要 | 目標の設定方法 |
|---|---|---|
| | | |
| | | |
| | | |

㈱　外部評価機関（第11条の２第２項第８号に規定する外部評価機関をいう。以下同じ。）による認証を受けるに当たって、外部評価機関に対して行った説明の内容を記載すること。ただし、「目標の設定方法」については、外部評価機関に認証を受けるに当たって作成した書類等の写しを添付することをもって記載に代えることができる。

別表２－１（成長発展事業適応に伴う設備投資等の内容）
成長発展事業適応に伴う設備投資等の内容

| 事業者名 | 実施時期 | 投資類型 | 投資内容詳細 | 金額（千円） |
|---|---|---|---|---|
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

㈱
１．「実施時期」は年月をもって記載する。
２．「投資類型」は実施指針第２項第１号ハ②に規定する⑴～⑸の類型を記載する。

別表２－２（情報技術事業適応に伴う設備投資等の内容）
情報技術事業適応に伴う設備投資等の内容
⑴　全ての設備等

| | 事業者名 | 種類 | 設備等の名称 | 設備等の機能 | 数量 | 事業の用に供する時期 | 合計金額（千円） | 税制対象 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | | | | | | | | |
| 2 | | | | | | | | |
| 3 | | | | | | | | |
| 合計 | | | | | | | （　） | |

㈱
１．「種類」は、ソフトウェアや機械及び装置、繰延資産など、税務上の種類を記載すること。
２．「設備等の機能」は、事業適応を実施する上で果たす機能を記載すること。繰延資産については、当該繰延資産に係るソフトウェア等の機能について記載すること。
３．「事業の用に供する時期」は年月をもって記載する。
４．この申請書に様式第18の17を添えて提出する場合において、租税特別措置法の定めるところにより租税特別措置の適用を受けようとするときは、当該設備等の税制対象の有無を記載する。
５．税制対象外設備を含む場合は、合計金額欄において、内数として括弧書で税制対象設備の合計金額を記載すること。
⑵　上記⑴のうちデータ連携・共有に必要なソフトウェア等

| | ソフトウェア等の名称 | ソフトウェア等の機能 | 「情報技術の進展による事業環境の変化に対応して行うもの」における役割 |
|---|---|---|---|
| 1 | | | |
| 2 | | | |

㈱　ソフトウェア等とは、取得又は製作をするソフトウェア及び情報技術事業適応を実施するために利用するソフトウェアでその利用に係る費用（繰延資産となるものに限る。）の支出の対象となるものをいう。

別表２－３（エネルギー利用環境負荷低減事業適応に伴う設備投資等の内容）
エネルギー利用環境負荷低減事業適応に伴う設備投資等の内容
⑴　企業及び事業所の概要

| 中小企業者の該当の有無 | 設備を導入する事業所の概要 | | |
|---|---|---|---|
| | 事業所の名称 | 事業所の住所 | エネルギー使用量（原油換算）3,000キロリットル以上の該当の有無 |
| | | | |
| | | | |

㈱
１．資金の貸付けの求めに係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画については記載を要しない。
２．「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第２条第１項に規定する中小企業者をいう。該当する場合は「有」と、該当しない場合は「無」と記載すること。
３．「エネルギー使用量（原油換算）3,000キロリットル以上の該当の有無」は、該当する場合は「有」と、該当しない場合は「無」と記載すること。